

省エネ機器導入促進補助金の手続きの流れ

(R8.4.1～改定)

○申請者が行うこと

・省エネ機器導入場所及び導入業者の選定、事業着手等

- ① 導入する省エネ機器の種類と導入を行う場所を決める。
- ② 導入業者を申請者が決定し、見積書又は契約書及びカタログ等を入手する。
- ③ 導入業者へ開始連絡を行う(契約履行)。**事業開始**
- ④ 導入業者へ支払を完了し、保証書及び領収書を受領する。**事業完了**

・鏡野町役場へ補助金の交付申請書兼実績報告書等を提出する。

- ⑤ 交付申請書兼実績報告書と添付書類を併せて、くらし安全課へ提出する。

※添付書類

- ☑実施位置図
- ☑見積書又は契約書及び領収書の写し
- ☑カタログ等及び保証書(電気自動車の場合は、車検証)の写し
- ☑導入前後の写真(電気自動車の場合は、納車後の駐車写真)
- ☑国県等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類の写し
- ☑その他町長が必要とする書類 ※必要が生じた際に、町から連絡します。

- ⑥ 町の完了確認(必要に応じ現地確認)を受ける。
- ⑦ 役場からの交付決定通知兼確定通知書をもらう。
- ⑧ くらし安全課へ補助金交付請求書を提出する。
- ⑨ 補助金の交付を受ける。

